

# 自転車通行環境整備の実例



# 歩道への対策例 ～歩道上における自転車と歩行者の分離～

## 自転車走行 環境の整備に関する取り組み内容について

### 車道対策

道路構造、交通量、大型車両・自動二輪・原動機付自転車の混入率、駐車車両の状況等を踏まえ、道路空間の再配分により自転車専用の通行空間が確保可能な場合（一方通行規制を実施する場合も含む）には、自転車道の整備、自転車専用通行帯の設置又は車道左側端のカラー舗装化等による視覚的分離対策を行う。

なお、対策を実施した箇所においては、実施後に駐車対策の推進や路上工事の調整等により自転車通行空間の確保対策を実施する。

### 歩道対策

#### (ア) 歩道の容量が十分にある場合

道路構造に応じて普通自転車歩道通行可規制及び普通自転車の歩道通行部分指定の交通規制を合わせて行うとともに、カラー舗装等による視覚的分離対策を行う。

#### (イ) 歩道の容量が不足している場合

##### 1. 普通自転車歩道通行可規制を実施している歩道

注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施し、歩道における歩行者優先、車道寄り通行等のルールの徹底を図る。また、歩道における輻輳が常態化しており歩行者の安全確保が困難と認められる場合は、普通自転車歩道通行可規制の解除について検討する。なお、普通自転車歩道通行可規制を解除した場合は、歩道上では自転車を降車して押して歩くよう注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施する。

##### 2. 普通自転車歩道通行可規制を実施していない歩道

歩道上では自転車を降車して押して歩くよう注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施する。

#### ■施策前



#### ■施策後 (CG イメージ)



# 自転車通行環境整備の実例



## ■世田谷区



【設置場所】世田谷区世田谷4丁目付近

【整備内容】車道の路肩寄りに車道外側線を設け、車道左側端をカラー化し、視覚的な分離を図った施策例

## ■板橋区



【設置場所】板橋区志村3丁目付近

【整備内容】歩道上に植樹帯と自転車・歩行者の通行部分案内する看板を設置し、それぞれの通行を完全に分離した施策例

## ■江戸川区



【設置場所】江戸川区東葛西5丁目付近

【整備内容】歩道上に普通自転車の歩道通行区分を設け、あわせてカラー化を行い、視覚的な分離を図った施策例

## ■江東区



【設置場所】江東区亀戸6丁目付近

【整備内容】車道の路肩寄りに縁石と車両用防護柵を設け、相方向の自転車道を設置した施策例



**自転車と歩行者の事故抑止を目指して！！**

**(社) 全国道路標識・標示業協会 関東支部 東京都協会**

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-6 第2泉商事ビル2F  
tel.03-3264-5756 fax.03-3264-5772